

市民集会所・地区会館（無人） 電子錠について

1 電子錠について

- 「対象施設」のドアは、暗証番号で開錠する電子錠です。システムでご予約後、利用日当日は直接施設へお越しください（事前の申請書・鍵の貸し借りは不要）。
- システム登録時に電子錠の暗証番号を各団体に付与します。
- 1団体につき付与する暗証番号は1つです。全ての「対象施設」で使用可能です。団体内で共有する際は、十分にご注意ください。
- 必ず予約した時間内をご利用ください。予約していない時間での入退出など、悪質な場合は、以後の利用をお断りすることがあります。 ※入退出は市のパソコン上に記録されます。
- 暗証番号を忘れた場合には、電話ではお伝えできません。登録している代表者又は担当者が、本人確認書類持参の上、文化振興課窓口までご来庁ください。

2 操作方法について



開け方（入室時）

- ① 暗証番号（電子錠用）を入力
- ② 「LOCKSTATE ボタン」を押すと解錠されます

閉め方（退室時）

- ① ドアを閉めてから「LOCKSTATE ボタン」を押す
その際、扉をあまり強く押込まないでください。
- ② 施錠されます。正しく施錠されたことを確認

オートロックではありません！
退室時必ず施錠してください！

※暗証番号（電子錠用）は、システムの登録番号・暗証番号とは、異なります。
※入力を間違えたときは、LOCKSTATEボタンを一度押した後、始めから入力し直してください。
※ボタンを押しても反応がないとき（青く光るだけのとき）は、少し時間をおいてください。
※入室後に室内から施錠することも可能です（室内側には施解錠用のツマミがあります）。

3 対象施設

システムでの申込みとなる施設と同じです。

【市民集会所】

柳橋第二、新町、柳沢第三、東伏見、保谷町、富士町、東町、ひばりが丘、ひばりが丘北、緑町

【地区会館】

田無町、谷戸第二、北原、上向台、芝久保第二

≪対象外の施設≫ ※従来どおり窓口等での申込。詳細は、各施設にお問合せください。

- ・ 住吉町第二市民集会所（消費者センター分館内）
- ・ 南町地区会館、下宿地区会館、緑町地区会館、谷戸地区会館、向台地区会館、芝久保地区会館
- ・ 東伏見コミュニティセンター、ふれあいセンター

西東京市役所 文化振興課
西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎5階
電話：042-420-2817（課直通）
042-464-1311（代表）